



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 6 日 (金)
号外第 105 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (57) (分権自治推進課) 5
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (58) (長寿社会課) 8
	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (59) (循環型社会推進課) 10
	鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例 (60) (景観まちづくり課) 12
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (61) (〃) 14
	鳥取県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例 (62) (空港港湾課) 20
	鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (63) (警察本部警務課) 22

====公布された条例のあらまし====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる市町の区域のみに係るものについては、当該市町が新たに処理することとする。

事 務	市 町
鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務（建築基準法で定める建築物以外の建築物に係る事務に限る。）のうち、公共的施設に係る適合証の交付の請求の受理及び知事への送付等	倉吉市 鳥取市及び米子市へは移譲済み。
都市計画法に基づく開発行為の許可等	北栄町 米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町へは移譲済み。

(2) 南部箕蚊屋広域連合へ移譲している介護保険法に基づく事務について、居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等に関する事務を加える。

(3) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、(1)及びイの一部は平成19年8月1日、(2)及びイの一部は公布日とする。

イ 経過措置

所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 県立老人福祉施設の見直しに伴い、岩井長者寮を平成20年3月31日限りで廃止する。

(2) (1)に伴い、鳥取県住民基本台帳法施行条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 岩井長者寮に係る規定を削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

(1)のイに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

米子市が、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例を制定し、空き缶等の投棄の禁止、環境美化推進区域の指定その他の方法による環境美化の促進に取り組むこととしたことにかんがみ、米子市の区域を鳥取県環境美化の促進に関する条例（以下「条例」という。）の適用外とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定は、米子市の区域については、適用しないこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県都市計画審議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) まちづくりに対する県民意識の高まりにかんがみ、学識経験者の委員を増員し、まちづくりの分野から委員を新たに選任する。
- (2) 議会において意見を述べる機会のある県議会の議員の委員を減員するとともに、法手続において意見を述べる機会のある関係行政機関の職員の委員を廃止する。
- (3) 臨時委員及び専門委員を活用した効果的かつ機能的な審議会の運営を行うため、委員の総数を減員するとともに、審議会運営の実態にかんがみ、幹事を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 委員の構成及び定数を次のとおり改める。

区分	改正後	現行
学識経験者	13名	12名
関係行政機関の職員	-	2名
市町村長を代表する者	1名	1名
県議会の議員	1名	4名
市町村の議会の議長を代表する者	1名	1名
合計(委員の数)	16名	20名

- (2) 幹事に係る規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定構造計算適合性判定機関の指定に伴い、構造計算適合性判定に係る手数料の額について所要の改正を行う。

構造計算適合性判定...建築主事等からの求めにより、建築確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法で定める基準に適合するかどうかに関し知事(指定構造計算適合性判定機関に行わせるときは、当該機関)が行う審査

2 条例の概要

- (1) 構造計算適合性判定に係る手数料の額を次のとおり改める。

【改正前】

(単位:円/件)

床面積	1,000平方メートル以内	1,000平方メートル超2,000平方メートル以内	2,000平方メートル超10,000平方メートル以内	10,000平方メートル超50,000平方メートル以内	50,000平方メートル超
判定手数料	201,000	264,000	301,000	396,000	718,000

【改正後】

(単位:円/件)

床面積	200平方メートル以内	200平方メートル超500平方メートル以内	500平方メートル超1,000平方メートル以内	1,000平方メートル超2,000平方メートル以内	2,000平方メートル超10,000平方メートル以内	10,000平方メートル超50,000平方メートル以内	50,000平方メートル超
判定手数料							
再計算	140,000	152,000	163,000	175,000	191,000	228,000	349,000
ピアチェック	169,000	192,000	214,000	237,000	274,000	346,000	593,000

再計算...構造計算が国土交通大臣が認定するプログラムにより行われた建築物の計画に対して行う構造計算適合性判定

ピアチェック...構造計算が国土交通大臣が認定するプログラム以外の方法により行われた建築物の計画に対して行う構造計算適合性判定

- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県地方港湾審議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）をより効果的で機能的に運営するため、委員の定数及び構成を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 委員の定数を14人以内（現行 16人以内）とする。
- (2) 委員に任命する者から、県議会議員、関係市町村の長を代表する者及び県の職員を削る。
- (3) 委員として任命された関係行政機関の職員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。
- (4) 審議会に置かれる幹事の規定を削る。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関することを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取市、<u>米子市及び倉吉市</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5～7 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</u> <u>(2) 第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する報告等の命令等</u> <u>(3) 略</u></td> <td style="vertical-align: top;">南部箕蚊屋 広域連合</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	1～3 略		4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>米子市及び倉吉市</u>	5～7 略		8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</u> <u>(2) 第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する報告等の命令等</u> <u>(3) 略</u>	南部箕蚊屋 広域連合	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取市<u>及び米子市</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5～7 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 略</u></td> <td style="vertical-align: top;">南部箕蚊屋 広域連合</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	1～3 略		4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市 <u>及び米子市</u>	5～7 略		8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 略</u>	南部箕蚊屋 広域連合
事務	市町村等																				
1～3 略																					
4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>米子市及び倉吉市</u>																				
5～7 略																					
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</u> <u>(2) 第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する報告等の命令等</u> <u>(3) 略</u>	南部箕蚊屋 広域連合																				
事務	市町村等																				
1～3 略																					
4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市 <u>及び米子市</u>																				
5～7 略																					
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 略</u>	南部箕蚊屋 広域連合																				

(4) 略		(2) 略	
(5) 略		(3) 略	
(6) 略		(4) 略	
(7) 略		(5) 略	
(8) 略		(6) 略	
(9) 略		(7) 略	
(10) 略		(8) 略	
(11) 略		(9) 略	
(12) 略		(10) 略	
(13) 略		(11) 略	
(14) 略		(12) 略	
(15) 略		(13) 略	
(16) 略		(14) 略	
(17) 略		(15) 略	
(18) 略		(16) 略	
(19) 略		(17) 略	
(20) 略		(18) 略	
(21) 略		(19) 略	
(22) 略		(20) 略	
(23) 略		(21) 略	
(24) 略		(22) 略	
(25) 略		(23) 略	
(26) 略		(24) 略	
(27) 略		(25) 略	
(28) 略		(26) 略	
(29) 略		(27) 略	
(30) 略		(28) 略	
(31) 略		(29) 略	
(32) 略		(30) 略	
(33) 略		(31) 略	
(34) 略		(32) 略	
8の2～41 略		8の2～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町
43～48 略		43～48 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表8の項の改正及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表4の項及び42の項に掲げる許可等の処分その他の行為（次項において「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市又は町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。
- 4 この条例の公布の日前に知事又はその委任を受けた者が行った新条例別表8の項(1)及び(2)に掲げる命令等（以下「移譲事務」という。）は、新条例第2条の規定により事務を処理する南部箕蚊屋広域連合の行った移譲事務とみなす。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の表示並びに削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行うため県が設置する施設(以下「鳥取県立社会福祉施設」という。)の設置及びその管理に関する事項について<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 45%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽費老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立福原荘</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥取県立福原荘における利用料金)</p> <p>第11条 鳥取県立福原荘の利用料金は、<u>指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</u></p>	種別	名称	位置	略			軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行うため県が設置する施設(以下「鳥取県立社会福祉施設」という。)の設置及びその管理に関する事項について<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 45%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽費老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立岩井長者寮</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立福原荘</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)</p> <p>第11条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、<u>別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。</u></p> <p>2 鳥取県立福原荘の利用料金は、指定管理者条例第</p>	種別	名称	位置	略			軽費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美郡岩美町	△	鳥取県立福原荘	米子市
種別	名称	位置																				
略																						
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市																				
種別	名称	位置																				
略																						
軽費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美郡岩美町																				
△	鳥取県立福原荘	米子市																				

<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p><u>8</u> 条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>別表第3（第11条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小居室</td> <td>1人で使用する場合</td> <td>1人月額 167,620円</td> </tr> <tr> <td>2人で使用する場合</td> <td>1人月額 166,620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大居室</td> <td>1人で使用する場合</td> <td>1人月額 168,620円</td> </tr> <tr> <td>2人で使用する場合</td> <td>1人月額 167,620円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		金額	小居室	1人で使用する場合	1人月額 167,620円	2人で使用する場合	1人月額 166,620円	大居室	1人で使用する場合	1人月額 168,620円	2人で使用する場合	1人月額 167,620円
使用区分		金額												
小居室	1人で使用する場合	1人月額 167,620円												
	2人で使用する場合	1人月額 166,620円												
大居室	1人で使用する場合	1人月額 168,620円												
	2人で使用する場合	1人月額 167,620円												

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p><u>（5）</u> 略</p> <p><u>（6）</u> 略</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p><u>（5） 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）による同条例第3条の許可（鳥取県立岩井長者寮に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（6）</u> 略</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p><u>（10）</u> 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の鳥取県立岩井長者寮の利用に係る使用料の徴収については、第1条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
	（市町村の責務）
	第6条 <u>市町村は、地域の実情に応じた環境美化施策を策定し、これを実施するものとする。</u>
	2 <u>市町村は、必要な場所に空き缶等を回収するごみ容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。</u>
（県の責務）	（県の責務）
第6条 略	第7条 略
（投棄の禁止）	（投棄の禁止）
第7条 略	第8条 略
（推進体制の整備）	（推進体制の整備）
第8条 略	第9条 略
（環境美化促進地区の指定）	（環境美化促進地区の指定）
第9条 略	第10条 略
（環境美化促進計画）	（環境美化促進計画）
第10条 略	第11条 略
（環境美化指導員）	（環境美化指導員）
第11条 略	第12条 略
	（事業者等に対する助言等）
	第13条 <u>市町村長は、事業者及び土地占有者等に対し</u>

<p>(環境美化促進月間) 第12条 略</p> <p>(適用除外) 第13条 この条例の規定は、<u>米子市の区域</u>については、<u>適用しない</u>。</p> <p>(委任) 第14条 略</p> <p>(罰則) 第15条 指定地区内において<u>第7条</u>の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>て、環境美化の促進のために必要な助言又は指導を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>知事は、指定地区内の事業者及び土地占有者等が、前項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</u></p> <p>(環境美化促進月間) 第14条 略</p> <p>2 <u>県及び市町村は、環境美化促進月間中にその趣旨にふさわしい事業を行うものとする。</u></p> <p>(市町村条例との関係) 第15条 この条例の規定は、<u>市町村が、空き缶等の散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</u></p> <p>(委任) 第16条 略</p> <p>(罰則) 第17条 指定地区内において<u>第8条</u>の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間にした違反行為（米子市の区域においてした改正前の鳥取県環境美化の促進に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）に対しては、旧条例第17条の規定は、適用しない。
- 3 平成19年6月30日までの間にした違反行為に対する旧条例第17条の規定の適用については、なお従前の例による。

鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県都市計画審議会条例（昭和44年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、鳥取県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>16人以内</u>で組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。</p> <p>（1）学識経験のある者 <u>13人</u></p> <p>（2）<u>市町村長</u>を代表する者 1人</p> <p>（3）<u>県議会</u>の議員 <u>1人</u></p> <p>（4）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（議事）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、鳥取県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>20人以内</u>で組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。</p> <p>（1）学識経験のある者 <u>12人</u></p> <p>（2）<u>関係行政機関の職員</u> <u>2人</u></p> <p>（3）<u>市町村の長</u>を代表する者 1人</p> <p>（4）<u>県議会</u>の議員 <u>4人</u></p> <p>（5）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（議事）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

<p>3 第3条第1項第2号及び第4号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。</p> <p>(雑則) 第8条 略</p>	<p>3 第3条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。</p> <p>(幹事) 第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。</p> <p>2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。</p> <p>3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。</p> <p>(雑則) 第9条 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第3（第13条関係）				別表第3（第13条関係）			
事 務		金 額		事 務		金 額	
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	ア	略		1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	ア	略	
	イ	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき460,000円	イ	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき460,000円	
	イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき140,000円	イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき201,000円	
イ	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき152,000円	イ	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき264,000円		

大臣の認定を受ける部分	合床面積の	1棟につき	合計額 (法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	合床面積の	1棟につき	合計額 (法第87条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	
	性合計が	163,000円			性合計が		301,000円
	判定500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの				判定2,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの		
	に係る部分				に係る部分		
プログラムのうち、外国の交通法により行われたもの	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	
	合計が	175,000円		合計が	396,000円		
プログラムのうち、外国の交通法により行われたもの	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	
	合計が	191,000円		合計が	718,000円		
プログラムのうち、外国の交通法により行われたもの	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	
	合計が	228,000円		合計が	349,000円		
プログラムのうち、外国の交通法により行われたもの	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	合床面積の	1棟につき	1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	
	合計が	349,000円		合計が	349,000円		

た。 額) の 合 計 額 (6 法 条 第 87 条 第 1 項 に お い て 準 用 す る 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 場 合 に あ っ て は わ れ ア				よ り 算 定 さ れ た 額)
	ウ	床面積の 合計が 200平方 メートル 以内のも の	1棟につき 169,000円	
	第5 項	床面積の 合計が 200平方 メートルを 超え、500 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 192,000円	
	第6 部分	床面積の 合計が 500平方 メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 214,000円	
	(第1 項 の 規 定 に 基 づ く 場 合 に あ っ て は わ れ ア	床面積の 合計が 1,000平 方メー トルを 超え、2,000 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 237,000円	
	床面積の 合計が 2,000平 方メー トルを 超え、10,000 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 274,000円		
	床面積の	1棟につき		

	の も 合 計 が 346,000円 項 の 10,000平 に に 方メー よ 限 ル を 超 り る え、50,000 算 。 平方メー 定) トル以内 さ の もの れ 床面積の た 合 計 が 1棟につき 額) 50,000平 方メー トルを 超え るもの				
1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定(法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。)	ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき 140,000円	1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定(法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。)	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 201,000円
	イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 152,000円		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 264,000円
	ロ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 163,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 301,000円
	ハ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 175,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 396,000円
	ヘ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 191,000円			1棟につき 718,000円

行 わ れ た も の	床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え、 50,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 228,000円
	床面積の合 計が50,000 平方メー トルを超える もの	1棟につき 349,000円
イ 構 造 計 算 が ア 以 外 の 方 法 に よ り 行 わ れ た も の	床面積の合 計が200平方 メートル以 内のもの	1棟につき 169,000円
	床面積の合 計が200平方 メートルを 超え、500平 方メートル 以内のもの	1棟につき 192,000円
	床面積の合 計が500平方 メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のも の	1棟につき 214,000円
	床面積の合 計が1,000平 方メートル を超え、2,000 平方メー トル以内のも の	1棟につき 237,000円
	床面積の合 計が2,000平 方メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内のも の	1棟につき 274,000円
	床面積の合 計が10,000	1棟につき 346,000円

	平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの				
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 593,000円			
2～38 略			2～38 略		
<p>備考</p> <p>1 1の項及び1の2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>1のイ及びウの項並びに1の2の項の床面積の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合において、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p>3 略</p>			<p>備考</p> <p>1 1の項及び1の2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>1のイの項及び1の2の項の床面積の合計は、1棟ごとの床面積の合計とする。</u></p> <p>3 略</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県地方港湾審議会条例（昭和49年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>14人以内</u>で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>（1）学識経験者</p> <p>（2）港湾関係者</p> <p>（3）関係行政機関の職員</p> <p>2及び3 略</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 第3条第1項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。</u></p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>16人以内</u>で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>（1）<u>県議会議員</u></p> <p>（2）<u>関係市町村の長を代表する者</u></p> <p>（3）学識経験者</p> <p>（4）港湾関係者</p> <p>（5）関係行政機関の職員</p> <p>（6）<u>県の職員</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（幹事）</p> <p>第7条 <u>審議会に、幹事若干人を置く。</u></p> <p><u>2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。</u></p>

<p>(雑則) 第7条 略</p>	<p>3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。</p> <p>(雑則) 第8条 略</p>
-----------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(刑事部の所掌事務) 第 5 条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさ どる。 (1) ~ (7) 略 <u>(8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。</u>	(刑事部の所掌事務) 第 5 条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさ どる。 (1) ~ (7) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。